

## 第26回都区のあり方検討委員会幹事会 議事要旨

日 時 平成22年8月31日(火) 午後3時から

場 所 都庁第一本庁舎 7階 会議室

出席者 (都側)

比留間総務局長、岸本総務局行政部長、土渕総務局行政改革推進部長、長谷川財務局主計部長、松浦知事本局自治制度改革推進担当部長、堤総務局区市町村制度担当部長、梅村総務局行政部区政課長

(区側)

山崎墨田区長、武井港区長、濱野品川区長、大山千代田区副区長、水島豊島区副区長、清正北区政策経営部長、志賀特別区長会事務局次長

### 会議の概要

(1) 開会

(2) 第25回都区のあり方検討委員会幹事会の議事要旨について

(3) 都区のあり方検討委員会の委員の異動及び幹事会の構成員の異動について

(4) 具体的な事務配分の検討について

具体的な事務配分の検討について、検討を行った。

＜都側から資料2「検討対象事務総括表」（平成22年8月幹事会分）、資料3

「検討対象事務評価シート」の事業内容とあわせて都の評価についての説明＞

#### ○都側

今回は、C分野、D分野及びE分野のうち15項目20事務について検討する。

なお、今回検討する事務のうち、2番のC-7「新たな鉄道・新交通システムの整備に関する事務」（当初の事務名は、「新たな鉄道・新交通システムの整備に関する事務（日暮里・舎人線、常磐新線、東京臨海高速鉄道臨海副都心線）」）、9番のE-1「新しい福祉の基盤づくりに関する事務」（当初の事務名は、「新しい福祉の基盤づくりに関する事務（福祉情報の提供、福祉NPO等運営強化支援など）」）、10番のE-5「福祉サービス第三者評価システムに関する事務」（当初の事務名は、「福祉サービス第三者評価システムに関する事務（東京都福祉サービス評価推進機構に関する業務など）」）、11番のE-8「地域医療対策に関する事務」（当初の事務名は、「地域医療対策などに関する事務」）、13番のE-11「血液の確保に関する事務」（当初の事務名は、「血液対策に関する事務（献血思想の普及啓発など）」）、14番のE-12「医療費助成に関する事務」（当初の事務名は、「医療費助成に関する事務（老人、心身障害者、ひとり親家庭、乳幼児等）」）、15番のE-13「健康づくりの推進に関する事務」（当初の事務名は、「健康づくりの推進に関する事務（東京都健康づくり応援団、糖尿病予防自己管理支援など）」）については、事務内容の実態に合わせ、より分かりやすく名称を変更した。

それでは、検討対象事務の内容と併せて都の考え方について説明する。

1番のC－4「都市高速鉄道の建設助成に関する事務」は、東京都交通局及び東京都地下鉄建設株式会社による地下高速鉄道の建設等に対して助成を行うものである。

東京の地下鉄ネットワークは各区の区域を大きく超えて区部全体に広がっており、混雑緩和や地下鉄ネットワークの充実強化を図るために、区部全体における交通の需要予測やネットワークの整備状況などを考慮した、各区の区域にとらわれない広域的な視点からの対応が不可欠であるため、引き続き都が担うべきと評価している。

2番のC－7「新たな鉄道・新交通システムの整備に関する事務」は、鉄道・新交通システムの整備に向けて関係機関との調整等を行うものである。

1番の事務と同様に、鉄道等は区や都県を超える広域的な交通ネットワークであり、都が広域的な立場から国や他県等との協議・調整を行う必要があるため、引き続き都が担うべきと評価している。

3番のD－2「地球温暖化・ヒートアイランド対策に関する事務（カーボンマイナス東京10年プロジェクトなど）」は、温室効果ガスの削減に向けた地球温暖化対策、再生可能エネルギーの利用拡大、ヒートアイランド対策などの各種取り組みを行うものである。

地球温暖化対策やヒートアイランド対策は、エリアを区切って各区で実施するより、広域的な実施により高い効果が期待できるものと考えている。特に地球温暖化については、文字通り地球規模での大きな脅威となっているため、都がより広域的な立場で実施していく必要がある。また、再生可能エネルギーの利用拡大については、太陽光発電や風力発電等の利用を広く都内に普及させ、再生可能エネルギー利用のムーブメントを起こしていくための取り組みであり、都が広域的に取り組んでいく必要がある。以上の考え方に基づき、引き続き都が担うべきと評価している。

4番のD－3「環境改善に関する事務（事業者の環境保全活動への支援、騒音振動対策など）」のうち、1の「事業者の環境保全活動への支援に関する事務」は、事業者の自主的取り組みによる揮発性有機化合物、いわゆるVOCの排出削減への技術支援、低VOC製品の普及啓発などを行うものである。

工場などから排出されたVOCは、窒素酸化物と光化学反応を起こして光化学スマッグの原因となる光化学オキシダントを生成する。これはVOCの排出量が多い地域にとどまらずに行政区画を超えて広域に広がるため、都内全域を通じてVOC排出削減を図るためにには都による広域的な観点からの取り組みが必要である。以上の考え方に基づき、引き続き都が担うべきと評価している。

4番のD－3「環境改善に関する事務（事業者の環境保全活動への支援、騒音振動対策など）」のうち、2の「騒音振動防止対策に関する事務」は、航空機や鉄道等の騒音・振動に関する測定調査を行い、関係機関への改善要望等を行うものである。

複数の区を走る鉄道や上空を飛行する航空機の騒音については、各ポイントでの騒音測定結果を連続的、立体的に捉えることで、事業者や関係機関に対してより実効性ある低減対策を要請することが可能となるものであり、点の取り組みではなく、より広い視点で取り組んでいくことが効果的であると考えている。以上の考え方に基づき、引き続き都が担うべきと評価している。

5番のD－4「自動車公害対策に関する事務（ディーゼル車対策融資あっせん、燃料対策、道路沿道環境対策など）」のうち、1の「自動車交通量対策に関する事務」は、TDM東京行動プランに基づく各種交通需要管理施策の推進やカーボンマイナス東京10年プロジェクトの各種施策を行うものである。

道路ネットワークは、各区の区域を超えて広域的に網状に広がっているため、効果的に交通量対策を進めていくためには、都が多様な事業体と連携しながら一体的、広域的に各種施策に取り組んでいく必要があることから、引き続き都が担うべきと評価している。

5番のD－4 「自動車公害対策に関する事務（ディーゼル車対策融資あっせん、燃料対策、道路沿道環境対策など）」のうち、2の「自動車公害発生源対策に関する事務（ディーゼル車対策等）」は、ディーゼル車対策や低公害車、低燃費車の普及促進などを行うものである。

自動車は、各区の区域はもとより、都域を超えて広域的に移動するものであり、こうした自動車による公害対策を効果的に実施していくためには、ディーゼル車規制など都が広域的な視点で国や周辺3県などとも連携して取り組んでいく必要がある。また、煤の排出を抑制するPM減少装置の審査や指定には、人材や設備の面で極めて高度な専門性が必要であり、区が担うのは困難と思われる。さらにPM減少装置や低公害車導入に対する補助等については、規制の裏返しとして各事業者の取り組みを後押ししていくためのもので、都が自動車規制と併せて都内全域で一律に実施していく必要がある。以上の考え方に基づき、引き続き都が担うべきと評価している。

5番のD－4 「自動車公害対策に関する事務（ディーゼル車対策融資あっせん、燃料対策、道路沿道環境対策など）」のうち、3の「道路沿道環境対策に関する事務（局地汚染対策）」は、汚染が局地的に高濃度となっている都内幹線道路の沿道において、大気汚染改善のための調査・検討などを行うものである。

局地汚染対策は、汚染が著しく、渋滞対策のうえでも全都的に影響のある交差点の環境改善を図るために、国や首都高速道路株式会社などと連携して調査・実験を行っているものである。また、都では、青少年・治安対策本部が実施しているハイペースムーズ作戦と連携して、渋滞を緩和するために相当の長さにわたる道路の信号管理や右左折レーンの見直し等を交通管理者や各道路管理者とともに広域的な視点で取り組んでいる。以上の考え方に基づき、引き続き都が担うべきと評価している。

6番のD－6 「緑地保全策の推進に関する事務」は、緑のムーブメントの推進や屋上等の緑化、校庭の芝生化、緑地保全地域の指定・管理などに係る各種取り組みを行うものである。

都市における緑は、都民に潤いや安らぎを与えるだけでなく、都市防災やヒートアイランド対策などの都市環境の改善、美しい都市景観の創出、生態系の保全への寄与など、その役割がますます多様かつ重要になっている。こうした緑の保全、創出による施策効果は、一定規模で、かつ広域的に展開していくことによって高い事業効果が期待できるものと考えており、都が緑の保全・創出を都内全域を通じて進めしていくことが必要である。屋上等の緑化については、都が都内全域を通じて一定規模以上の建築行為等に義務付けることにより、また、公立小中学校の校庭の芝生化については、これを実施する区に都が補助し、後押しすることによって都内全域で効果的に緑を創出することができるものと考えている。以上の考え方に基づき、引き続き都が担うべきと評価している。

7番のD－7 「生物多様性の確保に関する事務（カラス対策など）」は、東京都版レッドリストの作成、傷病鳥獣の保護、カラス対策を行うものである。

生物多様性の確保は、生態系のバランスを維持するうえで極めて重要であり、自然環境上の普遍的課題に係る事項については、例えば東京全体の希少野生動植物の保護を目的とした東京都版レッドリストの作成や傷病鳥獣の保護・治療・リハビリ・野生復帰など、限られたエリアで捉えるよりも、より広域的な視野で捉えて取り組んでいくことが必要であると考えている。また、カラス対策については、カラスが広域的に移動し、ねぐらも広域に複数存在することから、広域的かつ一体的な取り組みが必要である。以上の考え方に基づき、引き続き都が担うべきと評価している。

8番のD－8 「廃棄物対策に関する事務（埋立処分場の建設整備など）」は、埋立処分場の管理運営・整備やスーパーエコタウン事業などを行うものである。

埋立処分場では、都内中小事業者の産業廃棄物を受け入れており、その運営は都

の産業廃棄物対策において重要な役割を果たしている。また、スーパーイコタウン事業については、産業廃棄物のリサイクル促進のため、民間事業者を誘致して行っているものであり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、産業廃棄物の適正処理の確保は都の責務とされていることから、これらの事務はその一環として都が責任を持って取り組んでいくことが望ましいと考えている。また、区部の一般廃棄物の最終処分については、今後も平成12年の「地方自治法等の一部を改正する法律等の施行による都区制度改革実施大綱」における役割分担に基づき行われるべきものと考えている。以上の考え方に基づき、引き続き都が担うべきと評価している。

9番のE-1 「新しい福祉の基盤づくりに関する事務」のうち、1の「新しい福祉の基盤づくりに関する事務」は、誰もが安心して質の高い福祉サービスを選択利用できるように地域福祉推進区市町村包括補助事業や福祉総合ネットワーク事業、民間社会福祉施設サービス推進費補助などを行うものである。

福祉サービスについては、誰もが居住地を問わず安心して良質なサービスを選択利用できる環境を確保していくことが必要であり、そのための一定の基盤づくりは都の責務であると考えており、こうした観点に立って、地域福祉推進区市町村包括補助事業は、各区の主体性を生かしつつ、都内全域を通じて一定の福祉基盤を構築するため、区内に補助を行い、区の取り組みを強く後押ししていくこうとするものであり、都が広域的視点で政策誘導していくものである。また、民間社会福祉施設サービス推進費補助も同様に、都民の多様なニーズに対応できるサービスをより多く確保し、都内全域を通じてサービスの全体的底上げを図るため、民間社会福祉施設に一定の基準を設けて補助を行うものであり、また、児童養護施設や婦人保護施設などは偏在し、利用者が各区の区域を超える施設もあることから、都が広域的な立場で実施する必要があると考えている。以上のことから、引き続き都が担うべきと評価している。

9番のE-1 「新しい福祉の基盤づくりに関する事務」のうち、2の「福祉サービスの利用支援・相談の仕組みづくりなどに関する事務」は、福祉サービスが適切に利用されるように日常生活自立支援事業や成年後見活用あんしん生活創造事業、苦情対応事業を行うものである。

誰もが地域で安心して暮らすことのできる環境を確保するためには、福祉サービスの利用支援や相談・苦情対応の体制を都内全域において確実に整備していくことが必要である。このため、都が広域的な立場から家庭裁判所や弁護士会等の関係機関との連携や情報提供を行うとともに、区職員を対象とした研修の実施等を通じて、地域の実情に応じた区の主体的な取り組みを支援していく必要がある。また、日常生活自立支援事業及び苦情対応事業については、社会福祉法において都道府県社会福祉協議会が実施主体になることが定められている。以上の考え方に基づき、引き続き都が担うべきと評価している。

10番のE-5 「福祉サービス第三者評価システムに関する事務」は、財団法人東京都福祉保健財団に設置した東京都福祉サービス評価推進機構を通じて、福祉サービスの第三者評価事業を推進するものである。

福祉サービスにおいては、居住地のいかんにかかわらず利用者の誰もが十分な情報をもとにサービスを選択できる環境と、事業者による一定水準のサービスの質を都内全域を通じて確保していく必要がある。こうした趣旨から、都が広域的な立場で福祉サービス評価推進機構への支援等を行う必要があるため、引き続き都が担うべきと評価している。

11番のE-8 「地域医療対策に関する事務」は、地域における医療サービスの提供体制を確保するため、保健医療圏を単位としたサービス提供体制の構築や、がん医療対策、医療保健政策区市町村包括補助事業などを行うものである。

急性期から在宅医療に至る切れ目のない医療連携体制や入院医療、高度専門医療の提供体制を都内全域を通じて確保しているため、都は広域的な視点からその充実

を図っていく必要がある。また、医療保健政策区市町村包括補助事業は、各区の主体性を生かしつつ、都内全域を通じて一定の保健医療サービス提供体制を構築するために、区に補助を行い、区の取り組みを強く後押ししていくとするものであり、都が広域的視点で政策誘導していくものである。以上の考え方に基づき、引き続き都が担うべきと評価している。

12番のE-9「医療人材対策に関する事務（看護専門学校の管理運営、開業医小児医療研修など）」の1の「医療人材の確保に関する事務」及び2の「都立看護専門学校の運営に関する事務」は、医師や看護師をはじめとする医療人材不足を解消するために、医師勤務環境改善事業や看護職員等の養成・定着・再就業対策、専門医師の養成・確保、都立看護専門学校の運営などを行うものである。

特定の地域や診療科における医師の不足・偏在の解消を図り、都民に質の高い医療を提供していくためには、都が中長期的な視点を踏まえながら医療人材の確保対策を都内全域で講じていくことが必要である。また、医療ニーズの増加などによって看護師の需要が一層増加しており、都内の看護師は当面供給不足が見込まれている。都内全域を通じた看護師の安定的な確保と資質の向上を図るために、都立看護専門学校の運営をはじめとして都による全都的な視点に立った取り組みが不可欠である。以上の考え方に基づき、引き続き都が担うべきと評価している。

13番のE-11「血液の確保に関する事務」は、東京都献血推進協議会の運営や献血思想の普及啓発、血液センターを設置運営している日本赤十字社東京都支部への施設整備費等補助を行うものである。

献血事業の円滑な運営を図り、都内全域を通じて安全な血液製剤の安定供給を確保していくためには、日本赤十字社東京都支部との連携のもと、都が全都的な視点に立って献血思想の普及啓発や施設整備費補助などの支援策を行っていく必要があるため、引き続き都が担うべきと評価している。

14番のE-12「医療費助成に関する事務」は、心身障害者の医療費の自己負担分について助成を行うものである。

心身障害者医療費助成の対象者は、重度の障害者である。心身障害者の中でも重度の障害者は、医療の必要性が高く、低所得者も多いため、その誰もが居住地を問わず必要時に適切な医療が受けられる一定の環境を確保していくことを目的として都が広域的な立場から都内全域を通じて一定の基準により医療費助成を行ってきた。また、助成に際しては、都外医療機関で受診した場合でも都内と同様に受給者の利便性を確保するために、契約医療機関であれば受給者証を提示するだけで自動的に助成が受けられる現物給付の方法をとっており、区が実施主体となった場合、現在の助成方法を維持するためには、都外の医療機関は各区とそれぞれ契約を締結して請求することが必要となり、かえって事務が煩雑になることも想定される。以上の考え方に基づき、引き続き都が担うべきと評価している。

15番のE-13「健康づくりの推進に関する事務」は、糖尿病予防のための普及啓発事業や健康づくり・保健サービス人材育成事業、がん検診受診促進事業、受動喫煙防止対策の推進などを行うものである。

健康増進法は、健康の増進に関する普及啓発、人材育成等を国と地方公共団体の責務としており、国、都道府県、市町村等の関係者は相互に連携協力するよう求めている。都民、区民が主体的に取り組む健康づくり運動を総合的に推進していくためには、都が広域的な立場から都民全体に普及啓発や都レベルの関係団体との連携、働きかけ、区の支援等を実施することが求められる。また、健康づくり・保健サービス人材育成事業は、区職員を対象に効果的・効率的な保健指導を担う人材育成のための研修を実施するものであり、健康づくりの推進施策が各区においてより強力に展開されるよう、都は区の取り組みを支援していく必要がある。以上の考え方に基づき、引き続き都が担うべきと評価している。

く区側から資料2「検討対象事務総括表（平成22年8月幹事会分）、資料3「検討

## 対象事務評価シート」の区の評価についての説明>

### ○区側

検討対象事務が多岐にわたっているので、幾つかのグループに分けて要点を説明する。個々の事務に対する考え方については、検討対象事務評価シートをご覧いただきたい。

3番のD-2「地球温暖化・ヒートアイランド対策に関する事務（カーボンマイナス東京10年プロジェクトなど）、4番のD-3「環境改善に関する事務（事業者の環境保全活動への支援、騒音振動対策など）」の1の「事業者の環境保全活動への支援に関する事務」及び2の「騒音振動防止対策に関する事務」、5番のD-4「自動車公害対策に関する事務（ディーゼル車対策融資あっせん、燃料対策、道路沿道環境対策など）」のうち、2の「自動車公害発生源対策に関する事務（ディーゼル車対策等）」及び7番のD-7「生物多様性の確保に関する事務（カラス対策など）」については、いずれも都区双方が広域自治体と基礎自治体の立場で相互に連携、調整しながら実施すべき事務であり、都が現在行っている事務は、広域的な観点からの規制・誘導あるいは調査、関係者間の調整・支援等で、基本的には引き続き都による広域的な対応が必要であると考えられるが、その中でも区民や事業者への普及啓発活動を中心に、区が担う範囲を拡大すべき事務があるのではないかということで方向性を整理している。

6番のD-6「緑地保全策の推進に関する事務」、9番のE-1「新しい福祉の基盤づくりに関する事務」のうち、1の「新しい福祉の基盤づくりに関する事務」及び11番のE-8「地域医療対策に関する事務」については、都と区が連携、調整しながら実施すべき事務であり、先ほどの事務と同様、都が現在行っている事務は、基本的には引き続き都による広域的な対応が必要であると考えられるが、その中でも区の実施する事業に対する補助、地域的に利用される福祉施設への補助及び地域に密着して規制、誘導、助成を行う事務は、区の自主事業に振り替えて、地域の実情に応じて対応するよう分担関係を見直す必要があるという考え方で評価している。

14番のE-12「医療費助成に関する事務」は、心身障害者（児）の医療費助成であるが、平成19年度に都の補助事業から区の自主事業に振り替えた乳幼児医療費助成事業補助等と併せて区が担う方向で検討すべきという考え方である。

1番のC-4「都市高速鉄道の建設助成に関する事務」、2番のC-7「新たな鉄道・新交通システムの整備に関する事務」、5番のD-4「自動車公害対策に関する事務（ディーゼル車対策融資あっせん、燃料対策、道路沿道環境対策など）」のうち、1の「自動車交通量対策に関する事務」及び3の「道路沿道環境対策に関する事務（局地汚染対策）」、9番のE-1「新しい福祉の基盤づくりに関する事務」のうち、2の「福祉サービスの利用支援・相談の仕組みづくりなどに関する事務」、10番のE-5「福祉サービス第三者評価システムに関する事務」、12番のE-9「医療人材対策に関する事務（看護専門学校の管理運営、開業医小児医療研修など）」の1の「医療人材の確保に関する事務」及び2の「都立看護専門学校の運営に関する事務」、13番のE-11「血液の確保に関する事務」及び15番のE-13「健康づくりの推進に関する事務」については、首都圏における広域的な交通網の形成に係るものや国制度のもとでの広域自治体レベルでの役割、さらに都区双方が分担しながら実施しているものの、関係者間の連携や広域的な支援をはじめとして引き続き都が広域的な立場で担う必要があるものなど様々であるが、いずれも都による広域的な対応が必要であると評価している。

8番のD-8「廃棄物対策に関する事務（埋立処分場の建設整備など）」であるが、埋立処分場の建設整備は、現在の都区の役割分担を維持する観点から、また、他の事業については、広域的な調整を要する事務であることから、引き続き都が担う方向で評価している。

## <資料2、資料3をもとに検討>

### ◎座長

説明について質疑を行いたい。

### ○区側

14番の「医療費助成に関する事務」は、心身障害者（児）医療費の助成であるが、平成19年度に乳幼児医療費助成事業補助を区の自主事業に振り替えて財調算入した経緯がある。乳幼児医療費助成と心身障害者（児）医療費助成を比較すると、確かに重度の障害者の場合は都外の医療機関で受診するケースもあると思うが、ケースとしてはそれほど多くないのではないか。レアケースを前提に、事務が煩雑になるから都に留保するということでなく、レアケースをどうやって区の連携で解決していくのかを検討していくことが必要で、区は、予防接種等々で連携のノウハウを積んできているので対応できると思っている。

11番の「地域医療対策に関する事務」の中の医療保健政策区市町村包括補助事業であるが、例えば地域の実情に応じた感染症対策普及啓発促進事業や飼い主のいない猫対策などが補助対象とされている。これらの事業は、まさに地域の問題を解決するための仕事なので、区の自主事業に振り替えるという考え方にして検討してもらいたい。

### ○都側

14番の「医療費助成に関する事務」について、区側からレアケースという話があつたが、区への事務移管を検討するにあたり、都は、都民、区民サービスの向上に資するかどうか、事業に支障が生じないかどうかといった点を主眼に置いており、区側から指摘のあった乳幼児医療助成との関係についても当然検討した。そうした中で、当該事業が昭和49年の制度発足以来、都の制度として継続してきたという点が一つある。また、障害者は、医療に頼る部分が多く、制度の安定化を求める声也非常に多い。さらに、制度としてきっちりと確立していく、区に移管した場合、分権という考え方の上で、多様性というか、とり得る手段がたくさんあるのかどうか、あるいは現在都が安定的に運営している事業を移管対象とする必要性があるのかどうか、このような点を総合的に勘案した結果、「都」という評価をしたところである。

次に、11番の「地域医療対策に関する事務」であるが、区側が言うとおり地域の問題ではあるが、地域医療の提供体制を確保することは非常に重要である。例えば初期救急医療をきちんと確保することができなければ、地域の問題だけにとどまらず、二次医療機関、三次医療機関に初期の患者が押し寄せるといった事態が生じ、都全体の医療供給体制に影響を及ぼす結果をもたらしてしまう。都としては、包括補助事業という形で、地域の特性を考慮しながら政策誘導として行っているので、引き続き都が担っていきたいと考えている。

### ○区側

医療保健政策区市町村包括補助事業は、様々な事業が補助対象になっているが、これらの事業のすべてを都が抱えなければならないものなのか疑問である。補助対象事業のすべてを区に移管するという選択肢もあると思うが、補助対象事業のうちの幾つかの事業を区の自主事業に振り替えるという選択肢もあるのではないか。大くくりにまとめて考えるのではなく、もう少し細かく分けて考えていくことも必要ではないか。例えば地域性のある事業であれば、地域連携ができるかどうかなど、一つの事業を幾つかの要素に分けて判断することも必要だと思うので、今後の詰めの協議の中でもう一度考えてもらいたい。

### ○都側

医療保健政策区市町村包括補助のメニューが、将来的に、永遠に不变だとは考えていないし、状況に応じて事業目的が達せられれば補助対象から外れると思っている。逆に言うと、今メニューに挙げているものについては、広域的な視点からと言ってよいかどうかは分からないが、都の主体的な判断、意思として行っているとい

うことだ。個別具体的にこういう点で違うのではないかということがあれば、それはそれで話し合いをしていくことが必要ではないかと思っている。

#### ○区側

3番の「地球温暖化・ヒートアイランド対策に関する事務（カーボンマイナス東京10年プロジェクトなど）」であるが、地球温暖化対策やヒートアイランド対策は大変重要で、区としても責任を持ってしっかりと取り組んでいかなくてはならないと思っている。一方で、都は広域的な立場からこれらの対策に取り組んでいて、都区双方がそれぞれの立場でやってこそ効果が出るということもあると思う。

緑が多い区、少ない区など、地域特性を踏まえて対策を進めていくことが非常に重要であり、家庭や事業所の理解を得ながら、主体的に取り組んでもらうことが大きな効果を生む源になると思っている。また、広域的な都の立場、あるいは住民に密着した区の立場、それぞれの強みを生かしながら相互連携してこそ大きな効果を生むことができるのでないか。今、各地域で打ち水大作戦をやっているが、地域の事業と組み合わせて行うことによって、大人も、子どもも楽しみながら参加してもらい、地球温暖化対策やヒートアイランド対策への意識を高めてもらうことができている。あるいは、建物の構造上の問題や費用の問題で屋上緑化がなかなか進まないということで、屋上や屋根に太陽熱をはねかえす効率のよい高反射率塗料の塗装工事費の助成事業を開始したところ、好評で補正で予算を積み増した例もある。このように、個々の地域に合った取り組みを進めていくことで、より大きな効果を上げることができると考えている。地球温暖化対策やヒートアイランド対策は喫緊の課題があるので、是非今申し上げた観点から検討してもらいたい。

#### ○都側

都が事業を展開する中で、区に普及啓発などをお願いしていることも多く、非常に感謝している。区が地域に密着した形で地球温暖化対策やヒートアイランド対策を行っていることは理解しているし、当然そのことによる効果もあると思っている。一方で、都は、広域的な視点から各種の対策を行っており、これに伴う普及啓発も行っている。普及啓発だけに視点を当てて考えると、都区で、ある程度かぶっているとか、対象者は違うが同種の普及啓発を行っていることがあると思うが、それはそれでもしろあってもよいことなのではないか、場合によってはやむを得ないことなのではないかと思っている。事業を展開していく中で、仮に個別の施策として調整が必要なものがあれば、十分に調整して進める必要があると思っているが、現段階では、都が都の視点で行っている事務については、その施策を実施するために必要な普及啓発を行っていると考えており、そういう意味で都と評価している。

#### ○区側

任意共管事務の役割分担を見直すのは大変難しく、だからこそ任意共管事務なのだと思う。そういう中で、前回の幹事会でも申し上げたとおり、区側としては、都が広域的な立場でやる事務というのは当然にあるわけで、これをまったく否定するものではないが、現在都が行っている任意共管事務の中には、区の役割を拡大できるものがあるのではないか、あるいは自主事業に振り替えることができるものがあるのではないか、そこを是非協議しようということで、「都区」と評価している。

しかし、都は、現在都が行っている事務は引き続き都が担うべきだとして「都」という評価をしている。最終的なとりまとめの際には、関係各局とよく調整し、多少柔軟に対応してもらわないと、なかなか議論は難しいのではないかと感じている。

#### ○都側

区側の言うとおり、任意共管事務は何かに基づいてやらなければいけないという趣旨のものではないので、各局の立場からすれば、都の施策として行っているのに、なぜ施策内容にどうこう言われなければならないのかという認識があるのは事実であるが、先ほどから申し上げているとおり、包括補助事業についても、何についても、未来永劫都がやらなければいけないという視点を持っているわけではない。従って、現在行っている施策の中で、何か具体的にあれば、都として検討しないとい

うことはない。ただし、23区の地域全体を見据えて個々の施策の扱いについて各局と調整を行うという形で検討しているので、この場で、今区側が言ったような対応がとれますと申し上げることはできない。いずれにしても、区側からの意見は重く受け止めて今後対応してきたいと思っている。

#### ○都側

都区双方ができるという任意共管事務の性格上、多少重なってくる部分、重層的になってくる部分、そういうことによって効果が出ている部分もあるのではないか。環境、福祉、交通など、一つひとつの事務は非常に重要で、大都市が抱える様々な課題に都区双方が取り組んでいることがこのような結果をもたらしているのではないか。都は、施策を組み立てる段階で、どちらがやるべきなのかという点について、十分に検討し、吟味しているはずであるが、結果として重層的になってしまっている。ただし、時代や状況が変化してきたときに、頑として事務を動かさないかというと、そんなことはなく、十分に協議していく必要があるだろうと思っている。最終的には、東京の自治という広い観点、さらには個々の施策の効果という面において、大都市東京が抱えている課題に対して都区双方がどのように取り組んでいくのかという問題だと考えているので、是非その辺りの協議ができればと思っている。

#### ○座長

他に意見がなければ、事務配分について整理したい。

都と区の評価が一致しなかった3番、4番の1・2、5番の2、6番、7番、9番の1、11番、14番の事務については、「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討する事務」として整理する。

それ以外の都と区の評価が「都」ということで一致した1番、2番、5番の1・3、8番、9番の2、10番、12番の1・2、13番、15番の事務については、「都に残す方向で検討する事務」として整理したいがよろしいか。

[「異議なし」との発言あり]

### (5) 都区制度・分権改革関連の動き等について

都側から都区制度・分権改革関連の動き等についての資料説明があった。

〈都側から都側資料「地方行財政検討会議について」、資料4「第4回東京の自治のあり方研究会 会議概要」の説明〉

#### ○都側

まず、都側資料「地方行財政検討会議について」である。

「地方行財政検討会議について」というA3の資料をご覧いただきたい。これは、地方自治法の改正を目指して行われている総務省の地方行財政検討会議について、現在の状況をまとめたものである。まず、「概要」であるが、地域主権の確立を目指した地方自治法の抜本的な見直しの案を取りまとめるため、平成22年1月、総務省に設置されたもので、構成員は、総務大臣を議長として、政務三役等、自治体関係者、有識者の計18名で構成されている。次に、「主な検討項目」であるが、自治体の基本構造のあり方、住民参加のあり方、財務会計制度・財政運営の見直し、自治体の自由度の拡大（規制緩和）が挙げられている。このうち、自治体の基本構造のあり方の中では、基礎自治体の区分見直しや大都市制度のあり方なども検討の対象とされている。次に、「検討の視点（問題意識）」であるが、自治体の自由度を拡大すべきではないか、厳格な二元代表制によって行政運営に支障が出ていることもあるのではないか、幅広い住民が行政運営に参加するような方策を考える必要があるのではないか、平成の大合併以降、現行の基礎自治体のあり方はふさわしいものとなっているのか、不適正経理事件等を踏まえ監査制度や財務会計制度の見直しが必要ではないかという視点が挙げられている。次に、「これまでの開催状況と今後の予定」であるが、本会議と分科会を数回ずつ開催し、平成22年6月22日に、これまでの議論の経過をまとめた「地方自治法抜本改正に向けての基本的な考

え方」を公表している。また、平成22年11月頃をめどに論点をとりまとめ、来年の通常国会に当面の地方自治法改正案を提出するという予定となっている。なお、一番下の「基礎自治体や大都市制度のあり方に関する議論（参考）」であるが、まだ具体的な議論は行われていないが、関連するものとして、三重県の津市長から基礎自治体を面積や人口などで一律に区切るのではなく、それぞれが守ってきたものなどを一つずつ見直していく必要があるという発言があった。

続いて、資料の右側をご覧いただきたい。「地方自治法抜本改正に向けての基本的な考え方」の概要である。まず、「趣旨」としては、これまで重点的に検討してきた地方公共団体の基本構造、議会のあり方、監査制度・財務会計制度等の論点について、今後の具体的な検討を深めていくために、現時点における基本的な考え方をとりまとめたものである。次に、「基本認識」であるが、一つ目の丸として、地方自治法は制定から60年以上を経過したが、平成11年の地方分権一括法を除けば、制定当初の大枠がほぼ持続していること。二つ目の丸として、人口減少、少子高齢化社会の到来などにより、地方公共団体はこれまで以上に住民の負託に応えられる存在に進化する必要があること。三つ目の丸として、住民に身近な行政は地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにすること、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようになること、この2つの観点から地方自治法のあり方を抜本的に見直す必要があることが挙げられている。次に、「主な論点と基本的な考え方のポイント」であるが、一つ目の丸、「地方公共団体の基本構造のあり方」においては、地方公共団体の組織や運営等について、法律で定める基本的事項の枠組みの中で可能な限り選択肢を用意し、地域住民自身が選択できるような姿を目指すべきだとして、例えば地方自治体に議員内閣制のようなものを取り入れる選択肢を設けることなどを検討するとしている。次に二つ目の丸、「長と議会の関係の見直しの考え方」においては、基本構造として、議会が執行権限の行使に事前の段階からより責任を持つようなあり方、例えばイギリスのように、議員を副知事など、執行機関に組み入れ、兼務することができるようになるというものの。または、議会と執行機関それぞれの責任を明確化して、より緊張感を持たせるようなあり方、例えば事後のチェック機能を強化する、議会の検査権とか調査権を付与するといったもの。この2つの方向について、メリット・デメリットを検討するとしている。併せて、地方公共団体による基本構造の選択可能性について検討するとしている。三つ目の丸、「議会のあり方の見直しの考え方」においては、幅広い住民が議員として活動を行うことができるような具体的な方策を検討すること。例えばサラリーマンが休職・復職制度によって議員活動が行えるようになるというようなことが挙げられている。また、地域の実情を踏まえて都道府県が条例で自主的に選挙区を規定できるような仕組みを検討すること。これは、平成の大合併が進んだことによって都市の区域が大きく広がったことと法律の規定に齟齬があり、これを見直す仕組みを検討するというものである。四つ目の丸、「監査制度と財務会計制度の見直しの考え方」においては、廃止を含めてゼロベースで大胆に見直すとされている。詳細については、本文を添付しているのでご覧いただきたい。

次に、資料4「第4回東京の自治のあり方研究会会議概要」について報告する。

第4回東京の自治のあり方研究会は、平成22年7月27日に開催され、検討事項として、東京を取り巻く状況及び想像される東京の将来の姿（素案）が示され、東京を取り巻く状況と行政需要について、資料に基づいて意見交換をし、これまでの議論のとりまとめ及び今後の検討の進め方等について検討を行った。委員からは、環境政策は今後大きな課題になるのではないか。東京の国際競争力を考える上で人材という観点から教育が大事である。行政需要が拡大していく傾向がうかがわれるが、地域やマーケットで対応できることもある。拡大する行政需要に対して負担との関係も含めて官民の役割分担を考えなければならないのではないかといった意見が出された。また、今回示されたこれまでの議論のとりまとめについて、最大公約数的な内容になっているが、シナリオを描く段階でブレークダウンして各地域の特

性を見ていく方法もある。マイナスイメージだけでなく、東京の魅力づくりというプラスの要因も視野に入れる必要があるなどの意見が出された。詳細については、議事要旨を添付しているのでご覧いただきたい。

#### ○区側

地方行財政検討会議の検討状況を聞いて、地方行政に携わっている者としては、なかなか難しい問題が多いと思っている。平成22年11月頃に論点をとりまとめて、平成23年の通常国会に地方自治法改正案を提出することだが、このようなスケジュールでいくことについて、どのような認識を持っているか。

#### ○都側

答えるべき立場にあるかどうか分からぬが、総務省の担当部局から伝え聞くところによると、多様な意見が出ていて、とりまとめるのはなかなか難しいとのことのようだ。地方自治法の改正については、論点のすべてをすぐに改正するということではなく、とりまとめたもの、緊急性の高いものから改正していくということで、その後も検討を継続し、将来的には地方政府基本法（仮称）の制定を視野に入れているということである。

#### ○区側

最近、新聞、テレビなど、いろいろなところで、ある市長の専決処分の話が報道されていて、地方行財政検討会議の議論にも影響しているのではないかと思っている。制度上の問題があることは認識しているが、個人的には今報道されている事例は極めて稀な例であると思っていて、これが大勢であるとして地方自治法が改正されるというのは何となくしっくりいかないところがある。

### （6）その他

都側から前回の幹事会において区側から提案のあった児童相談所の取り扱いについて説明があった。

#### ○都側

前回の幹事会において、児童相談所の取り扱いについて提案をいただいた。その際、区側の提案の趣旨を受け止め、福祉保健局と相談すると回答したところである。

現在、府内の関係する部署と調整を行っており、次回の幹事会までのなるべく早い時期に都の考え方を示し、事務的に調整したいと考えているのでよろしくお願いしたい。

#### ○区側

前回の幹事会において、現下の児童相談所を取り巻く様々な状況を踏まえて、児童相談所のあり方について一刻も早く検討に入る必要があると申し上げた。

現在、府内で調整していることだが、前向きの調整で議論しているのか、後ろ向きの調整で議論しているのか、どのような調整を行っているのか聞かせてもらえないか。

#### ○都側

不幸な事件が起きてしまったことに対して区長の皆様が重く受け止められ、前回の幹事会での発言があったと理解しており、その趣旨については重く受け止めている。従って、その趣旨を踏まえて府内調整を行っているということである。

一方で、所管の問題になると、いろいろ難しい問題があり、かなり時間がかかるのではないかと感じている。前向きであるのか、後ろ向きであるのかについての答えは難しいが、区側の提案の趣旨を受けて調整しているということだけは申し上げておく。

#### ○区側

我々は、幹事会の議論の状況をその都度区長会に報告し、意見を聞きながら区長会の代表として幹事会に臨んでおり、区長会で、都がどんな調整をしているのかと聞かれたときに、分かりませんとはなかなか言えない。

次回の幹事会までに都の考え方を示すということなので、できるだけ早く府内で

検討して、その結果を報告してもらいたい。

◎座長

予定の時間になったので、今日は以上で閉会とする。